

令和元年度決算に係る

定期監査
決算審査
資料

令和2年7月

いじめ・不登校総合対策センター

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1
	(1) 指摘事項	1
	(2) 監査意見	1
	(3) 決算審査意見	1
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1
3	職員の定員、現員調べ	1
4	役付職員の調べ	1
5	主な事業に関する調べ	2
6	決算資料(総括表)	10
7	事業別実施状況調べ	11
8	予備費の充用調べ	11
9	繰越関係調べ	11
10	収入証紙取扱額調べ	11
11	現金の取扱状況調べ	11
12	財産に関する調べ	12
	(1) 公有財産	12
	(2) 金券類の保有状況	13
	(3) 基金	13
	(4) 債権	13
13	財産の貸付及び使用許可調べ	14
	(1) 土地及び建物	14
	(2) 物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄付受納時の評価額が100万円以上のもの)	14
14	借受不動産明細調べ	14
15	職員駐車場の管理状況調べ	14
16	寄附物件の受納状況調べ	14
17	備品の処分状況調べ	14
18	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	14
	(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷	14
	(2) 物品の照合	14
19	貸付金等状況調べ	14
20	いじめについての連携・支援の流れ	15
21	県内のいじめの認知件数	15
22	いじめの解消状況(平成30年度)	15
23	当センターへのいじめの相談の対応	15
24	不登校についての連携・支援の流れ	16
25	不登校児童生徒数	16
26	不登校児童生徒の変容状況(令和元年度)	16
27	当センターへの不登校相談の対応	16
28	ハートフルスペースの利用状況	17
29	教育相談	18
○	意見、要望等	18

1 前年度指摘事項等に対する措置等

- (1)指摘事項 該当なし
- (2)監査意見 該当なし
- (3)決算審査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況 該当なし

3 職員の定員、現員調べ

(令和2年4月1日現在)

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備 考
	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	当該年度	31.4.1現在	
定 員	7	7	0	0	0	0	7	7	
現 員	() 7	() 7	() 0	() 0	() 0	() 0	() 7	() 7	
過不足(△)	0	0	0	0	0	0	0	0	
臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
非常勤職員	17	15	0	0	0	0	17	15	ハートフルスペース指導員3(東部1、中部1、西部1)、ハートフルスペース支援コーディネーター3(東部1、中部1、西部1)、ハートフルスペースソーシャルワーカー1(東部1)、専門指導員(ことば・発達)3(東部)、相談員(電話)2(東部)、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー1(東部)、自宅学習支援員3(東部1、中部1、西部1)、事務補助1

4 役付職員の調べ

(令和2年7月1日現在)

職 名	氏 名	在職期間		備 考
		年	月	
センター長	岡本 修典	0	3	
次長	平山 晋治	2	3	
参事	(併)中島 洋一	0	3	出納員 教育センター総務課長
課長補佐	(併)坂本 貢一	1	3	教育センター課長補佐

5 主な事業に関する調べ

(単位：千円)

事業名	決算額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
不登校対策	30,958	11,552	45	19,361
鳥取元気プロジェクト	—			
元気づくり総合戦略	—			

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

- ・小・中学校の不登校児童生徒への継続した支援のため、中学校（校区内の小学校へも対応）へのスクールカウンセラー配置や資質向上に係る研修会及び「学校生活適応支援員」配置等により、不登校の未然防止及び早期支援や不登校状態の児童生徒の学校復帰も含めた社会的自立を目指す。また、重大な事故等が発生した場合に備えて、臨床心理士等を派遣できる体制を整備する。
- ・県内3箇所を設置している県教育支援センター「ハートフルスペース」において、義務教育修了後の高校不登校（傾向）生徒や中卒者、高校中途退学者の学校復帰や就労、社会参加に向けた支援を行う。
- ・学びの機会を失っている不登校児童を対象に、ICT等を活用した自宅学習支援を行い、学力補充や学校や社会への復帰の後押しを行う。

(イ) 事業の実施状況

(1) 不登校対策事業

◆スクールカウンセラー研修充実事業

- ・年2回のスクールカウンセラー、学校担当者対象の連絡協議会（1回は全県、1回は各地区毎）を開催した。
- ・スクールカウンセラー対象の研修会（各地区毎に1～2回）を開催した。

◆臨床心理士の緊急支援体制の構築

- ・事故、被災等で緊急に特別な支援が必要となった際に臨床心理士を派遣する体制を整え、小学校（3校）中学校（5校）に臨床心理士を派遣した。

◆人間力・組織力による不登校改善事業

- ・県内の1中学校、3小学校をモデル校として、児童生徒の「人間力」を育成するための校内研修、学校の「組織力」を高めるための取組等を行った。

◆学校生活適応支援員配置事業

- ・不登校出現率の高い公立18小学校に「学校生活適応支援員」を配置（19人）し、不登校等の未然防止や早期発見・早期対応に取り組んだ。
- ・年2回連絡協議会を開催し、カウンセリングマインド等に関する研修・情報交換等を行った。

(2) 不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・県内3カ所の「ハートフルスペース」において、体験活動や心理相談、進路支援等を行った。
 - 指導員が、相談者の状況に応じて体験活動や学習支援等を行った。
 - カウンセラー（臨床心理士）が本人や保護者等の心理相談を実施した。
 - ソーシャルワーカーが進路相談や就労等に向けた移行支援を行った。

【利用状況（指導員・カウンセラー・ソーシャルワーカーによる支援）】

< R 2. 3 月末現在 >

年度	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
延相談回数	1,829	1,730	1,284	1,206	2,240	3,775	2,863
利用人数	42	26	38	50	129	164	134

※H 2 9 年度から中・西部ハートフルスペースの相談回数、利用人数を含む

- ・カウンセリング、懇談、研修会等を通して保護者支援を行った。
- ・中学校、高等学校等の学校関係機関を中心に訪問し周知するとともに、要支援対象者の実態把握を行った。
- ・高等学校、関係機関と連携をとりながら学校復帰や進路変更、就労等に向けた支援を行った。
- ・事業の充実や切れ目のない支援を図る目的から関係者との連絡会を実施した。

- ・情報発信の目的から通信「ビリーブ」を発行するとともにホームページの充実を図った。
- ・開所3年目となる中・西部ハートフルスペースの周知及び要支援対象者の実態把握を目的に、保健師、ソーシャルワーカー等の支援者へ対して周知活動を行った。
- ・保護者及び支援者が子どもの状態を理解し、自己肯定感を高める関わりのコツを学び、日々の子育てや支援に生かすことを目的に「子どもの育ちを支える研修会」を開催した。
- ・教育支援センター及びフリースクールとの合同連絡会を開催し、相談者の支援及び活動の充実や各機関の連携を図ることができるよう、研修・情報交換・協議を行った。

(3) 不登校児童生徒への自宅学習支援事業

- ・県内3か所の県教育支援センター（ハートフルスペース）に自宅学習支援員を配置した。
- ・ICT教材を活用して国語・数学（算数）・英語の3教科の学習支援を行った。
- ・利用者は、小学生1名、中学生16名、高校生年代5名の計22名だった。
- ・家庭での子どもへの関わり方についての助言や医療受診のつなぎなど、保護者支援を行った。

イ 令和元年度の事業実施にあたり改善等に取り組んだ点

(1) 不登校対策事業

- ・「ケース会議マニュアル」（平成30年度策定）について、各連絡協議会及び研修等の際に、周知及び活用の促進を図った。
- ・教職員向け「虐待対応マニュアル」を策定し、学校における法に則った対応の流れや対応方法、関係機関との連携について研修会等を行い、周知を図った。

(2) 不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・中学校卒業時に進路が未決定となる可能性のある生徒への支援を進めるために、中学校長会及び市町村教育委員会との連携を図った。

(3) その他

- ・令和元年度9月に「不登校支援のための背景把握シート」を使用して、不登校の要因・背景の調査を実施した。
 - 児童生徒の対人関係やコミュニケーションからの困り感が最も高く、学校等における児童生徒理解に基づく支援の必要性をさらに認識し、「不登校支援ガイドブック（仮称）」の作成に着手した。また、「教職員向け不登校相談窓口」を開設した。
 - 親子関係の困り感も高いことから、保護者が相談できる窓口として「保護者向け不登校相談窓口」を開設した。

ウ 成果及び効果

(1) 不登校対策事業

- ・スクールカウンセラー及び教育相談担当教員を対象にした連絡協議会において、学校における教育相談体制の充実と学校と医療との連携に関する講義・協議等を行い、より効果的な支援につながる学校体制づくりを推進した。
- ・緊急支援が必要な事案について臨床心理士等を派遣し、学校は迅速な対応をすることができた。
- ・人間力・組織力による不登校改善事業のモデル校において、課題を抱える児童生徒への組織的な支援を行い、定期的にケース会議等を行うなど、校内の教育相談体制の構築が進んだ。
- ・学校生活適応支援員を配置した小学校の多くは、実態に応じた適切な支援により不登校の出現率が低下し、全県と比較して不登校数の増加を抑えることができた。

(参考) 全県 : 229人 (H30) ⇒ 271人 (R元) ※前年比約1.18倍
 未配置校計 : 152人 (H30) ⇒ 188人 (R元) ※前年比約1.24倍
 配置校計 : 77人 (H30) ⇒ 83人 (R元) ※前年比約1.08倍

(2) 不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・学校関係機関や関係支援機関との連携の中で、来所相談等につなげることができた。
- ・相談者に社会参加に向けた変化等が見られた。
 - 就労支援機関へのつながり、就労体験、アルバイト就労 等
 - 進学希望先の決定、受験のための準備 等
 - 指導員との交流の促進、集団活動への参加 等

(3) 不登校児童生徒への自宅学習支援事業

- ・小・中学校の利用者17名中12名が、自宅学習支援の実績を指導要録上の出席扱いにとなった。

- ・保護者アンケートでは、8割の保護者が「子どもが勉強に取り組むようになった。」「生活リズムが改善した。」「親子の会話が増えた」など肯定的な評価だった。
- ・本人アンケートでは、5割の利用者が「勉強が分かりやすかった。」「自分なりに少しだけがんばった。」など肯定的な評価だった。

エ 課 題

(1) 不登校対策事業

- ・不登校児童生徒支援に係る教職員の指導力の向上を図る必要がある。
→不登校の理解と支援のための教職員研修資料である「あした、また学校でⅢ」の改訂を行う。
- ・校内における多様な支援（教室以外の学びの場の設置等）を拡大する必要がある。
→校内サポート教室の設置を試行的に行い、検証する。
- ・子どもを支える学校外の支援者との連携体制の強化が必要である。
→「不登校親の会ネットワーク」「フリースクール連絡協議会」との連携を進める。

(2) 不登校生徒等訪問支援・居場所づくり事業

- ・ハートフルスペースへの通所が困難な支援対象者（ひきこもり状況にある者）への訪問支援等を充実させる必要がある。

(3) 不登校児童生徒への自宅学習支援事業

- ・本事業で支援を行った児童生徒は、不登校児童生徒の中の数パーセントであり、支援を必要とする者はさらにいることが推測される。市町村教育委員会と連携を図り、対象者への支援の在り方を構築する必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算(見込み)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
いじめ防止対策推進事業	11,483	3,639		7,844
鳥取元気プロジェクト		-		
元気づくり総合戦略		-		

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」を開催し関係機関・団体と連携を図りながらいじめ問題対策に取り組むとともに、いじめ問題調査委員会を設置し、重大事態への対応に備える。解決が難しいいじめ問題について専門家や関係機関に参加を求め、サポートチームを編成して解決にあたる学校等を支援する「子どもの悩みサポートチーム支援事業」の実施、相談窓口の充実に引き続き努めるのと併せて、児童生徒がいじめの情報を通報できるシステムを導入する。

また、児童生徒がいじめ問題について考える取組を支援する。

(イ) 事業の実施状況

「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」の開催	○いじめの防止等に関係する機関・団体の連携を図るため、鳥取県いじめ問題対策連絡協議会(※1)を開催(7月)
いじめ相談窓口の充実	○「いじめ110番」「いじめ相談専用メール」の夜間・休日に限り、相談電話業務を外部委託。 ○委託先との連絡会議の開催(毎月) ○県内の全児童生徒に「相談窓口紹介クリアファイル」を配布(8月) ○相談窓口関係機関連絡会議(※2)の開催
子どもの悩みサポートチーム支援事業	○いじめ問題等の解決のためにチーム支援を行う学校等に対して警察、児童相談所、その他の関係機関や専門家等を派遣。 利用件数：5件
児童生徒のいじめ問題への主体的な取組の支援	○いじめ問題や仲間づくりについての作品を募集する「あったかい風をみんなで吹かそう缶バッジデザインコンクール」を実施 応募点数：約1,600点
SNSを活用したいじめの通報システムの導入	○子どもたちがSOSを通報できる一方向のシステム希望する学校に導入(令和元年度：県内公立中学校3校、県立高校7校)

(※1) 鳥取県いじめ問題対策連絡協議会

【目的】いじめの防止等に関係する機関及び団体の関係者により構成される連絡協議会を置き、これらの機関・団体の連携を図る。

【構成】県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長協会、県特別支援学校長会、私立中学高等学校長会、県PTA協議会、県高等学校PTA連合会、県特別支援学校PTA連合会、県警察本部、鳥取地方法務局、県医師会、県弁護士会、県臨床心理士会、県社会福祉士会、都市教育長会、町村教育長会、県人権局、県総合教育推進課、児童相談所、県教育委員会

(※2) 相談窓口関係機関連絡会議

【目的】いじめ相談に関わる機関が情報交換・共有し、いじめ問題の早期の課題解決に向けて連携を図る。

【構成】県警察本部、鳥取地方法務局、知事部局(人権担当課、児童相談所所管課、私学担当課) 県教育委員会事務局関係課

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

・「SNSを活用したいじめの通報システム」を県立高校7校へ新規導入。

- ・「いじめ対応マニュアル」を策定し、県内国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校へ周知した。

ウ 成果及び効果

- ・平成26年度以降、各学校において積極的ないじめの認知がなされ、認知件数も増加傾向が継続している。

【いじめの認知件数の推移】

(単位：件)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
小学校	264	270	301	517	1432	1467
中学校	187	179	185	242	461	438
高等学校	38	33	68	45	59	45
特別支援学校	63	63	40	40	26	70
計	552	545	594	844	1978	2020
発生件数／千人(県)	8.7	8.7	9.6	13.8	32.6	36.7
発生件数／千人(全国)	13.7	16.4	23.8	30.9	40.9	-

※1 H26～H30は文部科学省調査による国・公・私立の確定値

※2 R1は独自調査による速報(公立のみ)

- ・「SNSを活用したいじめの通報システム」を新たに高等学校7校に導入し、実施校ではいじめの抑止やシステムがあることで生徒の安心につながることができた。

【アンケートより】

- ・抑止力として効果があった(教員と生徒両方から成果があった)
- ・いじめの認知が早くなるので生徒教職員の安心感が高まった。
- ・いじめ問題に取り組む姿勢を生徒保護者に示すことができた。
- ・生徒が訴える手段が複数になった。

エ 課題

- ・小・中・高・特別支援の全ての校種において、いじめの認知件数が0の学校がある。その理由のひとつとして、いじめを認知するまでのシステムが確立されていないことがあげられる。組織的ないじめの認知について教職員研修等で「いじめ対応マニュアル」を活用して再周知をする必要がある。
- ・「SNSを活用したいじめの通報システム」の活用方法の多様化(無記名アンケートとして活用するなど)を図り、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に繋げる。

(単位：千円)

事業名	決算(見込み)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
教育相談事業	7,546			7,546

鳥取元気プロジェクト

-

元気づくり総合戦略

-

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

学校生活上の問題、家庭教育上の問題、障がい又は発達上気がかりなこと等について、本人、保護者並びに教職員からの相談を受け、個々の状況に応じた指導・支援を行う。また、学校等に対して、支援の方法について有効な情報の提供や、支援体制について指導・助言を行う。

(イ) 事業の実施状況

教育相談	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談(電話・来所・訪問・メール等)を受け、状況に応じて指導主事及び相談員が専門的な立場からの助言を行った。より適切な支援となるよう医療機関や福祉機関などの関連機関と連携を図った。 教育相談事業について、広報リーフレット「教育相談道しるべ」を作成し、教育・福祉機関等に配架を依頼するとともに、様々な場面を活用して保護者や教育関係者等への周知を図った。
専門指導員による相談・個別支援	<ul style="list-style-type: none"> 専門指導員による幼児への教育相談・個別指導は、「言葉が少ない」「落ち着きがなく集中が続かない」「発音が不明瞭」といった主訴が多く、園と連携を重視しながら支援を行った。
専門医による教育相談会	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談会(小児科医・精神科医9名による)を県内3ヶ所(東部23回・中部18回・西部10回)で実施し、専門的な立場からの助言が受けられるようにした。

<相談回数>

【特別支援教育相談回数】(各年度3月末現在)

	H29	H30	R1
保・幼	722	648	552
小学校	209	105	100
中学校	160	51	41
高等学校	257	465	507
その他	681	444	87
合計	2,029	1,713	1,287

【一般教育相談回数】(各年度3月末現在)

	H29	H30	R1
保・幼	7	12	5
小学校	79	99	173
中学校	60	396	122
高等学校	59	801	954
その他	231	1,246	1139
合計	436	2,554	2,393

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- 電話・来所相談に対し、従来のカウンセリングに加えて、関係機関(在籍校等)と連携を図って主訴解消を図るようにした。

ウ 成果及び効果

- 専門指導員による幼児への教育相談・個別指導に係る保護者アンケートでは、昨年度同様90%の保護者から「大変満足」「満足」の回答があった。さらに、「幼児の子育てで悩んでいる保護者に、当センターの支援について広めたい。」という意見があった。

エ 課題

- 専門指導員による幼児への教育相談・個別指導は、保護者に対して心理的援助が必要な事例が増え、支援体制を整える必要がある。

(単位：千円)

事業名	決算(見込)額	財源内訳		
		国庫支出金	その他	一般財源
スクールソーシャルワーカー活用事業	44,764	14,817	1	29,946
鳥取元気プロジェクト	—			
元気づくり総合戦略	—			

(概要)

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

- ・ 複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える課題への対応充実を図るために、社会福祉の専門的な知識や技能を有するスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を市町村教育委員会に配置（市町村事業への補助）するとともに、県において関係者との連絡協議会や育成研修を実施する。
- ・ 県にスーパーバイザーを配置し、新規のSSWに対し適切な援助や対応困難な事例に対するアドバイスを行ったり、研修の企画をしたりすることでSSW活用事業の効果的な実施とSSWの資質向上を図る。

(イ) 事業の実施状況

SSWスーパーバイザーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の取組やSSWの経験の差、対応困難な事例に対するスーパーバイズ体制を整えることを目的として、SSWスーパーバイザー1名をいじめ・不登校総合対策センターに配置した。 〔スーパーバイザーの業務〕 ①校長会や管理職研修におけるSSWについての研修講師 ②事業活用自治体担当者への活用戦略についての助言 ③新任及び現任SSWへの基礎的な理論研修及び助言 ④連絡協議会(年2回)、育成研修(年3回)の企画立案への助言及び研修講師 ⑤対応困難な事例についての相談や適切な助言 等 																																																																																																																																																																																																																																														
県内のSSW活用事業実施状況	<p>令和元年度は17市町村がSSW活用事業を実施した。</p> <p style="text-align: right;">(単位：人)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>H31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米子市</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>岩美町</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>倉吉市</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>岩手町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>境港市</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>智頭町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>市計</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>八頭町</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>三朝町</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>清見町</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>琴浦町</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>北栄町</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日吉津村</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大山町</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>南郷町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>伯耆町</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日南町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>日野町</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>江府町</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>町村合計</td> <td>15</td> <td>16</td> <td>17</td> <td>22</td> <td>22</td> <td>23</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成30年度より鳥取市は中核市となり、県事業の対象ではない。</p> <p>〔参考〕鳥取市 H27(4人) H28(5人) H29(6人) H30(7人) R1(7人)</p>		H26	H27	H28	H29	H30	H31		H26	H27	H28	H29	H30	H31	米子市	3	2	3	3	5	5	岩美町	1	1	1	1	1	1	倉吉市	2	3	3	3	3	4	岩手町					1	1	境港市	1	1	1	1	1	1	智頭町				1	1	1	市計	6	6	7	7	9	17	八頭町			1	1	1	1								三朝町														清見町			1	2	3	3								琴浦町	3	2	2	2	2	2								北栄町			0	1	1	1								日吉津村					1	1								大山町	1	2	1	1	1	1								南郷町	2	2	2	2	2	2								伯耆町	4	4	4	4	4	4								日南町	2	2	2	2	2	2								日野町		1	1	1	1	2								江府町	2	2	2	2	1	1								町村合計	15	16	17	22	22	23
	H26	H27	H28	H29	H30	H31		H26	H27	H28	H29	H30	H31																																																																																																																																																																																																																																		
米子市	3	2	3	3	5	5	岩美町	1	1	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
倉吉市	2	3	3	3	3	4	岩手町					1	1																																																																																																																																																																																																																																		
境港市	1	1	1	1	1	1	智頭町				1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
市計	6	6	7	7	9	17	八頭町			1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
							三朝町																																																																																																																																																																																																																																								
							清見町			1	2	3	3																																																																																																																																																																																																																																		
							琴浦町	3	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																		
							北栄町			0	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
							日吉津村					1	1																																																																																																																																																																																																																																		
							大山町	1	2	1	1	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
							南郷町	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																		
							伯耆町	4	4	4	4	4	4																																																																																																																																																																																																																																		
							日南町	2	2	2	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																		
							日野町		1	1	1	1	2																																																																																																																																																																																																																																		
							江府町	2	2	2	2	1	1																																																																																																																																																																																																																																		
							町村合計	15	16	17	22	22	23																																																																																																																																																																																																																																		
SSW連絡協議会(年1回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ SSWとしての資質向上を図るため、学校教育相談体制の充実に向けたケース会議の効果的な活用について、グループ協議を行う。 (参加者)市町村が配置するSSW及び担当指導主事(SSW未配置の自治体を含む)、県立学校配置のSSW、学校担当教諭及び管理職 																																																																																																																																																																																																																																														
SSW育成研修(3日間6講座)	<ul style="list-style-type: none"> ・ SSWの配置を拡充し、複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える課題への対応の充実を図るため、SSWに必要とされる社会福祉の専門的な知識や技能についての研修を実施し、その育成及び資質向上に資する。 																																																																																																																																																																																																																																														

	(内 容)						
	<table border="1"> <tr> <td>第1日目</td> <td>①午前の部「SSWの責務」 ②午後の部「学校・市町村教育委員会との協働」</td> </tr> <tr> <td>第2日目</td> <td>③午前の部「アセスメントとプランニングの具体」 「ケース会議とその効果」 ④午後の部「アセスメントとプランニングの具体」</td> </tr> <tr> <td>第3日目</td> <td>⑤午前の部「社会的養護を必要とする子どもたちへの対応」 ⑥午後の部「福祉部局との連携について」</td> </tr> </table>	第1日目	①午前の部「SSWの責務」 ②午後の部「学校・市町村教育委員会との協働」	第2日目	③午前の部「アセスメントとプランニングの具体」 「ケース会議とその効果」 ④午後の部「アセスメントとプランニングの具体」	第3日目	⑤午前の部「社会的養護を必要とする子どもたちへの対応」 ⑥午後の部「福祉部局との連携について」
第1日目	①午前の部「SSWの責務」 ②午後の部「学校・市町村教育委員会との協働」						
第2日目	③午前の部「アセスメントとプランニングの具体」 「ケース会議とその効果」 ④午後の部「アセスメントとプランニングの具体」						
第3日目	⑤午前の部「社会的養護を必要とする子どもたちへの対応」 ⑥午後の部「福祉部局との連携について」						
事業実施市町村への巡回訪問	・市町村の課題やSSW活用事業の戦略を共有し、スーパーバイズ体制を整えた。						
現任SSW研修(年5回)	・複雑化する家庭環境を背景にした児童生徒が抱える課題への対応の充実を図るため、SSWに必要とされる社会福祉の専門的な知識や技能、学校組織に対する理解などについての研修を実施し、その育成及び資質向上に資する。						
新任SSW研修(年3回)	・スクールソーシャルワークの意義や、SSWに必要とされる基礎的な知識や技能について学ぶとともに、学校での役割について理解を深め、新任SSWとしての資質の向上を図る。						
教職員対象研修会(年2回)	①いじめの認知、いじめ対策組織による適切な対応、重大事態への対応等についての考え方やその取組について、法に則ったいじめ問題への対応についての専門的な立場からの示唆を受け、いじめの未然防止や適切な対応につなげる。 ②児童虐待の早期発見や組織的な対応につなげることを目的として、学校等における対応の流れや適切な対応方法、児童虐待が子どもに及ぼす影響や虐待防止に関する研修の在り方について研修する。						

イ 令和元年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

- ・新任SSWが増えたため、新任SSW研修の実施回数を増やし資質向上を図った。

※平成30年度：1回 ⇒ 令和元年度：3回

ウ 成果及び効果

SSWスーパーバイザーの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・SSWスーパーバイザーを配置したことで、以下のような成果があった。 ①SSW配置自治体へのスクールソーシャルワーカー活用事業の方向性を周知 ②スクールソーシャルワークに関する研修実施による教育相談体制の整備・充実 ③新任SSWへのスーパーバイズ体制の充実 ④スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充に向けた組織の連携及び強化
SSW連絡協議会	・事業実施自治体の経験年数やSSWの資質に違いがあるが、情報交換及び県としての事業の方向性を示すとともに、県外大学教授を講師に、学校の教育相談体制の充実に向けたケース会議の効果的な活用について指導いただき、事業の効果を上げることができた。(年1回)
SSW育成研修	・受講者は29名あり、そのうち現任SSWは12名であった。(3日間6講座)
現任SSW研修	・のべ17.2名の参加があった。(年5回)
新任SSW研修	・本年度配置された新任SSW10名の参加があった。(年3回)
教職員対象研修会	・のべ364名の参加があった。(年2回)

エ 課 題

- ・各市町村における課題解決に向けたより効果的なSSW活用事業を展開するために、SSWを雇用している各市町村教育委員会や教職員対象の研修等を実施し、SSWの活用の在り方等について周知する必要がある。
- ・社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を持った人材を確保する必要がある。

6 決算資料

一般会計(歳入)

区分	科目	予算現額			計	調定額 A	収入済額 B	不納欠損額 C	収入未済額 A-B-C	備考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額						
歳	教育費国庫補助金	29,682,000	△ 1,483,000	0	28,199,000	26,026,000	0	0		
	教育費委託金	5,000,000	△ 556,000	0	4,444,000	4,021,417	0	0		
	雑入	52,000	3,000	0	55,000	46,097	0	0		
					0			0		
					0			0		
入	合計	34,734,000	△ 2,036,000	0	32,698,000	30,093,514	0	0		

一般会計(歳出)

区分	科目	予算現額			計	決算額 B	決算額の内訳		翌年繰越額 C	差引増減額 A-B-C	備考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越額			本庁	出納機関			
歳	教育連絡調整費	109,765,000	△ 5,525,000	0	104,240,000	95,910,668	7,310,351	88,600,317	0	8,329,332	
					0	0	0			0	
					0	0				0	
					0	0				0	
出	合計	109,765,000	△ 5,525,000	0	104,240,000	95,910,668	7,310,351	88,600,317	0	8,329,332	

7 事業別実施状況調べ

(単位：円)

事業名	当初予算額 A	補正予算額 B	支出済額 C	翌年度 繰越額 D	差引残額 E=A+B-C-D	執行率 F=C/A	事業の計画と実績・成果・不用 額・執行率
(目 名)							
(主) 不登校生徒等 訪問支援・居場所づ くり事業	20,097,000	-500,000	18,321,641		1,275,359	91.2%	主な事業に関する調べのとおり
(主) いじめ防止対 策推進事業	12,858,000	-369,000	11,482,015		1,006,985	89.3%	主な事業に関する調べのとおり
(主) 教育相談事業	7,981,000	0	7,546,398		434,602	94.6%	主な事業に関する調べのとおり
(主) スクールソー シャルワーカー活用 事業	53,787,000	-4,800,000	44,764,094		4,222,906	83.2%	主な事業に関する調べのとおり
(主) 不登校対策事業	13,861,000	-5,100,000	8,036,046		724,954	58.0%	主な事業に関する調べのとおり
(主) 不登校児童生 徒への自宅学習支援 事業	0	5,244,000	4,599,771		644,229	-	主な事業に関する調べのとおり
ネットパトロール事 業	1,181,000		1,160,703		20,297	98.3%	インターネット上の掲示板、サ イト等への県内の児童生徒の書 き込みを巡視し、不適切な書き 込み等を学校に情報提供した。 (委託先 NPO法人こども未来 ネットワーク) 不適切な書き込み等の発見件数 3,457件 うち学校へ情報提供 102件
合 計	109,765,000	-5,525,000	95,910,668	0	8,329,332		

8 予備費の充用調べ

該当なし

9 繰越関係調べ

該当なし

10 収入証紙取扱額調べ

有 無

11 現金の取扱状況

ア 現金取扱状況

該当なし

イ 釣り銭の状況

該当なし

12 財産に関する調べ
(1)公有財産
ア 土地

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						差引		備考	
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)	増減理由	登記年月日	面積(m ²)	価額(円)		
														増加
行政財産	西部ハートフルスペース	米子市祇園町二丁目 242-88	309.74	6,752,332	増加	H	309.74	6,752,332		H	309.74	6,752,332		
					減少	H				H				
					増加	H				H				
					減少	H				H				
計			309.74	6,752,332	増加	H	309.74	6,752,332	0	H	309.74	6,752,332		
					減少	H				H				
普通財産					増加	H				H				
					減少	H				H				
					増加	H				H				
					減少	H				H				
計			0.00	0	増加	H	0	0	0	H	0	0		
合計			309.74	6,752,332	増加	H	309.74	6,752,332	0	H	309.74	6,752,332		

イ 建物

行政・普通財産の区分	機関名又は施設名等	所在地	前年度末		本年度異動状況						差引		備考	
			面積(m ²)	価額(円)	増減別	異動日	面積(m ²)	価額(円)	増減理由	登記年月日	面積(m ²)	価額(円)		
														増加
行政財産	中部ハートフルスペース	倉吉市上井字橋ノ下5 03-1	350.00	5,166,000	増加	H	350.00	5,166,000		H	350.00	5,166,000		
					減少	H				H				
行政財産	西部ハートフルスペース	米子市祇園町二丁目 242-88	98.21	0	増加	H	98.21	0		H	98.21	0		
					減少	H				H				
行政財産	西部ハートフルスペース (倉庫)	米子市祇園町二丁目 242-88	5.21	0	増加	H	5.21	0		H	5.21	0		
					減少	H				H				
計			453.42	5,166,000	増加	H	453.42	5,166,000	0	H	453.42	5,166,000		
					減少	H				H				
普通財産					増加	H				H				
					減少	H				H				
					増加	H				H				
					減少	H				H				
計			0.00	0	増加	H	0	0	0	H	0	0		
合計			453.42	5,166,000	増加	H	453.42	5,166,000	0	H	453.42	5,166,000		

ウ 山林

該当なし

エ 不動産売却等

該当なし

オ 財産の交換

該当なし

カ 動産(船舶、浮標、浮桟橋、浮ドック、航空機)

該当なし

キ 物権

該当なし

ク 無体財産権(特許権、著作権、商標権、実用新案権等)

該当なし

ケ 有価証券

該当なし

(2) 金券類の受払状況

ア 金券の受払状況

有 無

イ タクシーチケットの受払状況

(令和2年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		本年度末未使用枚数	備考
	購入枚数	使用枚数及び金額		
枚 58	枚 90	枚 38	枚 110	
		67,110		

(3) 基金

該当なし

(4) 債権

該当なし

13 財産の貸付け及び使用許可調べ

(1) 土地及び建物

ア 土地

該当なし

イ 建物

該当なし

(2) 物品 (1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)

該当なし

14 借受不動産明細調べ

該当なし

15 職員駐車場の管理状況調べ

該当なし

16 寄附物件の受納状況調べ

該当なし

17 備品の処分状況調べ

品名 (規格・銘柄)	数量	(保管換年月日) 取得年月日	耐用年数	取得価格	不用決定 年月日	不用とする理 由	処 分				備 考
							売却棄却の別	売却方法・棄 却理由	処分 年月日	売却額・ 処分費	
歩行用訓練用階段	1	S57.3.31	6年	196,500円	R1.11.29	耐用年数を経過し、故障により動作不能のため	棄却	故障により使用不可のため	R2.2.14	0円	
応接セット	1	S57.3.29	8	385,000	R1.11.29	同上	同上	同上	同上	0	
ジャンボマット	1	S57.3.31	3	114,000	R1.11.29	同上	同上	同上	同上	0	
カラーテレビ	1	S63.4.25	5	240,000	R1.11.29	同上	同上	同上	同上	0	
デジタルプロジェクタ	1	H17.6.22	5	185,010	R1.11.29	同上	同上	同上	同上	0	
合 計	5			1,120,510						0	

18 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

(1) 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

有 無

(2) 物品の照合

有 無

19 貸付金等状況調べ

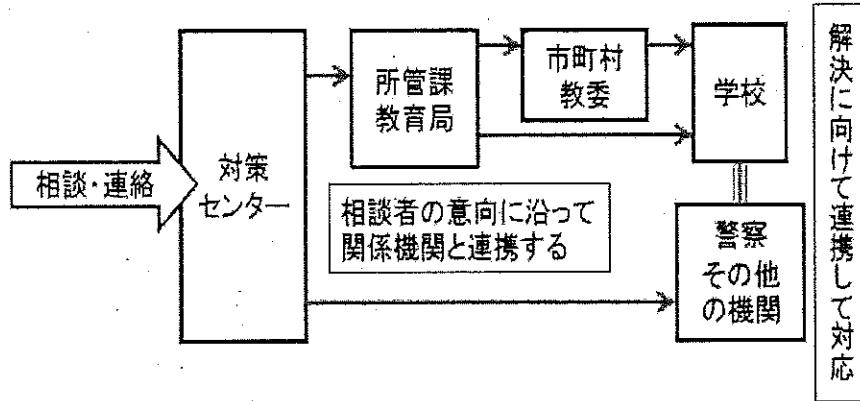
該当なし

いじめ・不登校総合対策センター(定期監査調書の個別様式)

○本庁化機関共通様式に、個別調査事項(「20 いじめについての連携・支援の流れ」から「29 教育相談」まで)を追加すること。

20 いじめについての連携・支援の流れ

(当センターや学校、関係機関に相談があった場合、各機関はどのように連携して支援を行っているか、流れ図等で記載すること。)



21 県内のいじめの認知件数

(単位:件)

区 分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
小学校	264	270	301	517	1,432	1,467
中学校	187	179	185	242	461	438
高等学校	38	33	68	45	59	45
特別支援学校	63	63	40	40	26	70
計	552	545	594	844	1,978	2,020
発生件数/千人(県)	8.7	8.7	9.6	13.8	32.6	
発生件数/千人(全国)	13.7	16.4	23.8	30.9	40.9	

※1 H26～H30は文部科学省調査による国・公・私立の確定値

※2 R1は独自調査による速報値(令和2年5月31日現在)

22 いじめの解消状況(平成30年度)

(平成30年度 公立のみ)

(単位:件)

区 分	解消しているもの (日常的に観察継続中)	解消に向けて取組中	その他 (他校への転学、退学等)	計
小学校	1,363	39	0	1,402
中学校	415	28	5	448
高等学校	29	7	1	37
特別支援学校	25	1	0	26
計	1,832	75	6	1,913

23 当センターへのいじめ相談の対応

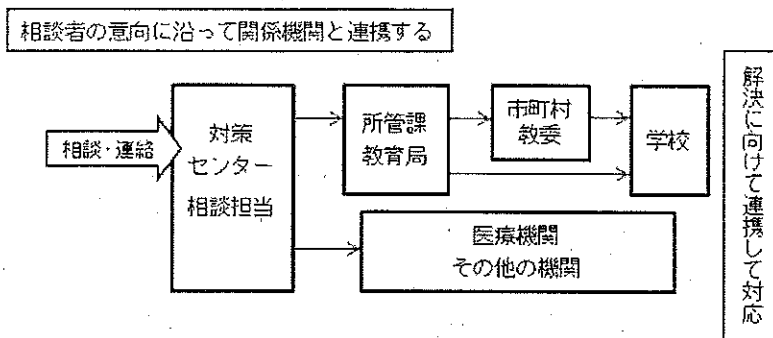
(令和元年度)

(単位:回) 令和2年3月31日現在

相談方法	校種等							(a)のうち相談のみ	(a)のうち関係機関と連携	(a)のうち他機関に紹介
	小	中	高	特支	その他	不明	計(a)			
電話	7	11	13	0	1	4	36	35	1	0
メール	0	2	0	0	23	5	30	30	0	0
来所	1	3	18	0	0	1	23	17	6	0
合計	8	16	31	0	24	10	89	82	7	0

24 不登校についての連携・支援の流れ

(当センターや学校に相談があった場合、各機関はどのように連携して支援を行っているか、流れ図等で記載すること。)



25 不登校児童生徒数

(単位:件)

区分	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
小学校	139	154	151	165	230	271
中学校	434	434	478	481	502	542
小中計	573	588	629	646	732	813
不登校児童生徒数/千人(県)	12.2	12.7	13.8	14.4	16.4	19.0
不登校児童生徒数/千人(全国)	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.5
高等学校	206	207	266	289	264	185
不登校生徒数/千人(県)	13.4	13.5	17.3	19.0	17.6	16.2
不登校生徒数/千人(全国)	15.9	14.9	14.7	15.1	16.3	16.2

※1 H26～H30は文部科学省調査による国・公・私立の確定値

※2 R1は独自調査による速報値(令和2年5月31日現在)

26 不登校児童生徒の変容状況(令和元年度)

(単位:件) 令和2年5月31日現在

区分	継続的に登校する(a)	断続的に登校する(b)	登校にチャレンジする(c)	a～cほどではないが、変容が見られる	再登校のきざしが見られない	計
小学校	49	79	32	30	81	271
中学校	97	95	62	107	181	542
高等学校						
計	146	174	94	137	262	813

27 当センターへの不登校相談の対応

(令和元年度)

(単位:回) 令和2年3月31日現在

相談方法	校種等							(a)のうち相談のみ	(a)のうち関係機関と連携	(a)のうち他機関に紹介
	小	中	高	特支	その他	不明	計(a)			
電話	95	33	196	0	47	0	371	370	1	0
メール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
来所	9	25	79	0	39	0	152	152	0	0
合計	104	58	275	0	86	0	523	522	1	0

28 ハートフルスペースの利用状況

<指導員対応> (令和元年度) (単位:件、回) 令和2年3月31日現在

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
通 室	件数	4	9	16	18	17	18	16	19	15	13	14	13	706
	回数	19	54	84	86	61	71	83	71	63	44	38	32	
家庭訪問	件数	2	1	0	1	2	3	2	1	2	1	0	0	20
	回数	2	4	0	1	3	3	3	1	2	1	0	0	
関係機関 訪 問	件数	3	3	1	5	7	4	8	8	9	2	6	5	75
	回数	3	3	1	6	9	4	12	13	9	2	6	7	
電話相談	件数	34	28	27	28	31	32	37	28	31	26	26	27	863
	回数	89	64	60	84	63	77	112	81	76	64	53	40	
来所相談	件数	30	29	16	21	10	13	14	14	15	16	11	11	380
	回数	65	74	25	46	15	28	24	24	22	28	14	15	
総利用件数	件数	48	45	42	45	42	43	48	45	44	38	35	36	

<ソーシャルワーカー対応…週8時間> (令和元年度) (単位:件、回) 令和2年3月31日現在

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所相談	件数	8	6	9	9	4	3	7	9	3	7	4	8	147
	回数	19	7	26	11	7	4	15	15	8	15	10	10	
家庭訪問	件数	2	2	0	2	0	1	2	2	1	1	1	1	25
	回数	2	3	0	8	0	1	5	2	1	1	1	1	
関係機関 訪 問	件数	3	1	4	4	3	4	4	4	1	1	0	1	48
	回数	5	1	9	9	4	5	8	4	1	1	0	1	
電話相談	件数	5	5	12	6	5	6	6	7	6	6	3	6	142
	回数	21	9	25	16	7	14	11	9	8	9	5	8	
総利用件数	件数	12	10	14	14	7	9	11	13	8	10	7	12	

<カウンセラー対応…週8時間> (令和元年度) (単位:件、回) 令和2年3月31日現在

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
来所相談	件数	8	19	17	16	15	19	15	20	18	17	13	21	363
	回数	40	50	21	30	22	33	20	39	28	29	22	29	
訪問相談	件数	2	3	2	4	1	2	2	3	3	1	1	4	40
	回数	2	4	3	13	1	2	3	3	3	1	1	4	
電話相談	件数	1	2	1	2	2	3	1	3	4	4	4	8	54
	回数	3	3	2	7	2	3	1	4	5	6	5	13	
総利用件数	件数	17	21	18	20	16	22	16	22	21	22	17	22	

※件数は実件数、回数は延回数。

29 教育相談

(1) 相談受付の種類

- 来所相談
- 相談電話（教育相談電話、LDホットライン）
- 訪問相談
- メール相談
- 教育相談会（専門医による相談会）
- 専門指導員による指導及び相談

(2) 相談状況

ア 一般教育相談

(単位:人)

主訴 校種	いじめ	不登校	就学・ 進学	卒業・ 進路	学習・ 指導法	学校 生活	情報 提供	養育・ 家庭 生活	学校・ 教員	その他	計
幼・児	0	0	4	0	1	0	0	0	0	0	5
小学校	2	98	0	0	25	12	3	6	2	25	173
中学校	0	50	10	3	2	32	5	6	4	10	122
高等学校	3	272	3	618	0	13	3	12	3	27	954
その他	1	115	54	664	0	13	2	158	1	131	1,139
計	6	535	71	1,285	28	70	13	182	10	193	2,393

イ 特別支援教育相談

(単位:人)

主訴 校種	視覚 障がい	聴覚 障がい	言語 障がい	知的 障がい	肢体 不自由	病弱・ 虚弱	発達 障がい	自閉・ 情緒	重度・ 重複	計
幼 児	0	0	228	143	0	10	171	0	0	552
小学校	0	0	0	0	0	0	99	1	0	100
中学校	0	0	0	0	0	0	41	0	0	41
高等学校	0	0	0	0	0	1	506	0	0	507
その他	0	0	0	2	0	4	81	0	0	87
計	0	0	228	145	0	15	898	1	0	1,287

○ 意見、要望等

(1) 業務に関する意見・要望等 該当無し

(2) 監査委員事務局に対する要望等 該当無し